



秋の火災予防運動・一日消防署長制を実施！



日高西部消防組合(消防長 高柳松郎)では、10月15日から10月31日まで全道一斉に展開されている秋の火災予防運動行事の一環として、「一日消防署長制」を10月24日(水)に実施しました。

本年度の一日消防署長委嘱者は、日高町自主防災組織連絡協議会会長の塚田忠氏で、消防長から委嘱辞令の交付を請けた後、書類の決裁、庁舎内見学、119番受信体験、門別愛光園への立入検査および救急・救助・消火訓練の視察等を行いました。

一日消防署長の解任式で塚田氏は、「一日消防署長として視察・体験した防火防災に対する知識を広く地域に普及啓発していきたい。」と感想を述べられました。



厚賀地区で防火・防災講習会を開催

厚賀婦人防火クラブ(会長 広瀬芳子)では、10月21日に厚賀地区の町民を対象とした防火・防災講習会を厚賀会館で開催しました。

講習会には、厚賀地区の町民25名と防火クラブ員9名が参加し、消防署職員の講義のもと昨年の東日本大震災以降多くの自主防災組織や町内会等で開催されている「災害図上訓練(DIG)」を参加者全員で行いました。

そのほか、住宅用火災警報器、消火器の説明や屋外での煙体験、消火訓練を実施しました。

主催した厚賀婦人防火クラブでは「今後も各種講習会を積極的に開催し、地域防災力の強化に貢献していきたい。」とコメントしています。

なお、このほか10月15日から10月31日の秋の火災予防運動期間中、厚賀婦人防火クラブでは火災予防広報や厚賀地区老人宅訪問活動を行いました。



地震の時は「ダック」のポーズ！ ～幼児向け防火・防災教育～

消防署では、秋の火災予防運動期間中の10月16日に富川ひばり幼稚園(園長 池田義人)にて幼児向け防火・防災教育を目的としたカードゲーム「ぼうさいDUCK」を実施しました。

「ぼうさいDUCK」は、地震・津波・火事などの災害のほか、挨拶やマナーといった日常の習慣についても学べるカードゲームで、子供達は動物のイラストのポーズをまねして危険な場面に直面したときの「最初の第一歩(ファーストムーブ)」を自然に身につくようにします。

今回、子供達に教えたのは、日高消防団富川分団の女性消防団員(佐賀美幸、中村聖子、竹中麻奈美、太田恭子)で「どうしたら子供達にわかりやすく伝えられるのか？」と試行錯誤しながら本番に向け練習を重ねました。当日は「ぼうさいDUCK」のほか、白いシーツを火災の煙に見立て、その下を子供達がハンカチで口を覆い姿勢を低くしながら脱出するゲームも行いました。

子供達は楽しくゲームに参加し、大きな声を出しながら動物のポーズを取り「もっとやりたい！」と笑顔で答えていました。

高齢者の所得税、地方税上の障害者控除について

身体・知的・精神等、障害者手帳をお持ちでない65歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けている方について、介護保険の要介護認定の資料をもとに障害者控除の対象になるかどうかを判定し、対象と認められる場合には、認定書を交付します。認定を受けた場合は、所得税及び地方税において、障害の程度により障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。認定を受けるための手続きは次のとおりです。

1 認定手続き

- (1) 認定申請書を提出していただきます。(申請書は役場保健福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所及び日高総合支所住民生活課にあります)
- (2) 認定申請書の提出があった場合は、介護保険の要介護認定の資料をもとに対象となる高齢者の実態を確認します。
- (3) 確認の結果、障害者または特別障害者に準ずると認められる場合は、申請者に認定書を交付します。

2 認定書の有効期間

対象となる高齢者の障害がある期間は有効です。ただし、障害事由が変更・消滅した場合はその旨を届け出ることが義務付けられています。

3 認定基準日

所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果の「認定調査票」または「主治医意見書」をもとに認定します。(ただし、対象の方が年の中で死亡された場合または出国している場合は、その死亡日または出国した日を基準日とします。)

4 受付窓口

役場保健福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所住民生活課

5 受付期間

12月3日(月)から。審査後、申請者に認定または非該当の通知をします。

お問い合わせ先 役場保健福祉課 福祉・子育て支援グループ(電話 01456-2-6183)

後期高齢者医療制度のお知らせ

■広域計画に関する住民意見募集について■

第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(原案) に関する住民意見募集について

北海道後期高齢者医療広域連合は、道内179市町村との連携のもと、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。

この度、広域連合では、広域連合と市町村が連携しながら処理する事務について定めた「広域計画」が平成24年度末で期間満了を迎えることから、平成25年度からの新たな広域計画(第2次広域計画)を策定します。

この第2次広域計画の策定にあたり、次のとおり広く住民の皆さまからご意見を募集します。

◆募集案件について

【募集案件】『第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(原案)』について
【募集期間】平成24年12月7日～平成25年1月7日(必着)

◆公表する資料について

『第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(原案)』

◆資料及び募集要領の入手方法について

意見募集の開始日から、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ(<http://iryokouiki-hokkaido.jp>)に掲載するとともに次の場所で配布しています。

- ◎北海道後期高齢者医療広域連合(住所については、下記お問い合わせ先参照)
- ◎役場 保健福祉課 介護・保険医療グループ(電話01456-2-6183)

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

電話011-290-5601 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階